

ごあいさつ

滋賀県家畜保健衛生所
所長 富田 文博

畜産農家をはじめとする関係者のみなさまには、日頃より家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、令和5年5月8日から5類に引き下げられました。国内で初めて感染者が確認されてから3年の間、経済活動をはじめとする社会生活に様々な制限が課されてきました。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻などによる世界情勢の変化も相まって、畜産農家や関係者のみなさまには、大変厳しい経営状況が続いていることと存じます。制限の緩和により経済活動の活発化や海外からの訪日客等の増加が進展してきており、畜産業への好影響を期待するばかりです。

一方で、人や物の動きが活発化することにより、海外悪性伝染病である口蹄疫やアフリカ豚熱などの発生リスクが高まることが心配されます。韓国では、口蹄疫が4年4か月ぶりとなる5月10日に確認され、発生数や地域が広がっており予断を許さない状況となっています。アフリカ豚熱についても、令和元年9月の初発以降も継続して確認されていますことから、近隣諸国などの発生状況を注視しつつ、厳重な警戒と確実な発生防止対策を実施していくことが必要です。

また、高病原性鳥インフルエンザについては、県内での2例の発生を含め国内で26道県84事例の発生があり、約1,771万羽が殺処分されました。3シーズン続けて多くの発生となり、卵価の高騰や鶏卵不足による商品の販売中止などの影響が広範に及んでいます。

当所では、飼養衛生管理基準の遵守指導などの発生予防対策や平時からの特定家畜伝染病に対する危機管理は、畜産農家の利益や財産を守り、経営継続していただくための重要な業務として位置づけています。令和5年度においても、家畜伝染病の発生予防や家畜衛生対策による生産性向上に所員一丸となり取り組んでまいりますので、畜産農家のみなさまには、今一度、飼養衛生管理状況を確認いただき、「自らの経営を守る」「仲間を守る」「地域を守る」を合言葉に確実な取組をお願いいたします。